



大学生等の消費生活相談の状況 (令和6年度京都府)



(掲載内容は、令和7年8月現在のものです)

1. 令和6年度(京都府)における、大学生等※に多い消費者トラブル

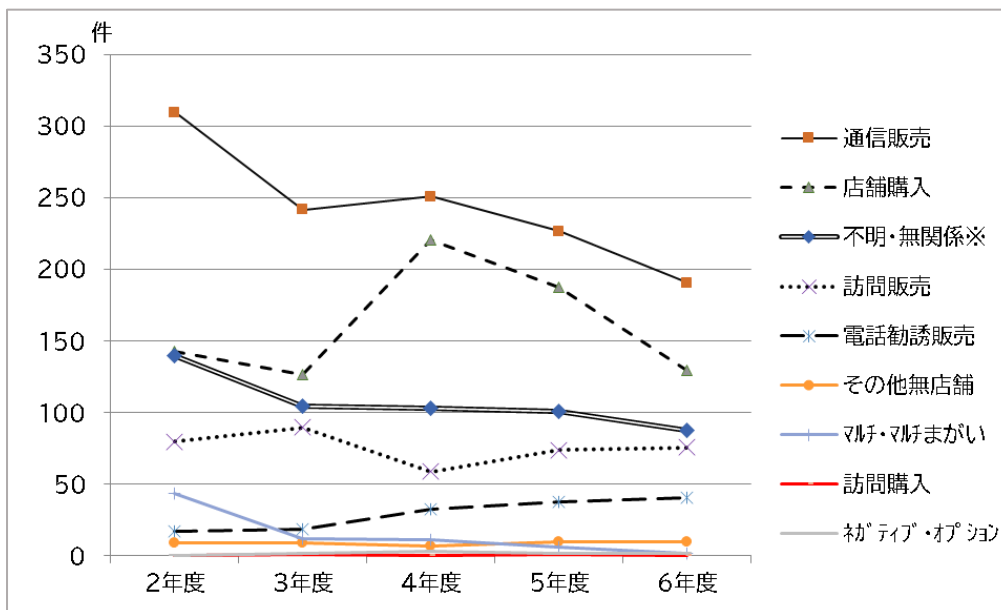
※大学生・大学院生・その他の学生(小学生・中学生・高校生以外の学生すべて)を含みます

令和6年度には、540件の相談がありました。**暮らし(賃貸マンションや電気契約、暮らしのレスキューサービス(開錠等)、美容(脱毛等)、副業等**に関する相談が、多くなっています。

【商品・サービス別相談件数(商品・役務別 上位10位)】

順位	項目	主なもの	件数
1	役務その他	鍵開錠サービス、ロードサービス、申請代行	55
2	不動産貸借等	賃貸マンション(退去時の費用負担)	52
3	電気	訪問販売・電話勧誘での電気契約	37
4	理美容	脱毛エステの解約・返金	36
5	医療	医療脱毛、美容施術	27
6	商品一般	クレジットカードの不正利用など心当たりのない請求	26
7	他の教養・娯楽	オンラインゲーム、投げ銭、留学斡旋サービス	25
8	内職・副業	副業のノウハウ(情報商材)・コンサル	24
9	教室・講座	資格講座、教習所	22
10	娯楽等情報配信サービス	アダルトサイト、動画配信サービス(サブスク)	20

2. 過去5年間における大学生等の販売・購入形態別の消費生活相談件数(京都府)



「**通信販売**」(36%)が最も多く、次に「**店舗購入**」(24%)に関する相談も多くなっています。

また、「**訪問販売**」は、他の世代(30～60歳代)に比べて、20歳代からの相談が多い販売形態です。

通信販売(ネット通販など)クーリング・オフできません
(返品については、返品特約によります)

※ 不明・無関係：他のいずれの販売形態に当たるか不明なもの、そもそも販売や購入という概念とは 無関係なものなど



—ご相談ください—

エステ、途中でやめたら返金なし？

「儲かる」って聞いたのに…

ネットで注文したのに届かない？

敷金が戻らない？

困ったときはすぐ相談！

強引に勧誘されて断れなかった…

消費者
ホットライン

188

京都府消費生活安全センター

京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2 階

◆ 京都府ホームページ(くらしの情報ひろば)

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/index.html>

◆ 消費生活相談窓口

☎075-671-0004【平日9～16時】

(事務専用)075-671-0030

Qインターネット消費生活相談



～大学生等に多い消費者トラブル 3選～

1 位 役務その他（暮らしのレスキューサービス）の相談事例

【事例1】 鍵の開錠サービス 契約当事者年齢:18 歳 契約購入金額:約 14 万円

夜にマンションの鍵を失くして、ネットで探した「900 円～」と表示されていた業者に電話し、来てもらった。作業後に約 14 万円を請求され、支払った。返金してほしい。

～相談員からひとこと～

- ・ 広告や電話で説明された料金をうのみにしないようにしましょう。
- ・ 作業後の料金や作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは断りましょう。
- ・ 緊急を要するトラブルに備え、事前に管理会社に対応方法を確認したり、信頼のおける事業者を探しておきましょう。
- ・ 広告等の表示額と作業後の請求額が大きく異なる場合、クーリング・オフできる可能性があります。



2 位 不動産貸借の相談事例

【事例2】 賃貸住宅 契約当事者年齢:22歳 請求金額:10 万円

3年間住んだ賃貸住宅を退去した際に、原状回復費用として部屋のクリーニング代 10 万円の請求を受けた。ペットを飼ってもおらず、喫煙もせず、掃除も行っていた。高額で納得できない。

～相談員からひとこと～

- ・ 入居時には、室内の写真を撮って住宅の状況を記録しておきましょう。

※賃貸住宅における原状回復とは、借主が入居時の状態に戻すというのではなく、借主の故意・過失等通常の使用方法を超える使い方によって生じた傷等を復旧することです。

※費用負担については、国土交通省が作成している「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」の中で詳しく解説されています。賃貸借契約時に参考にしてください。

（既に締結済の賃貸借契約は、契約内容に沿った取扱いが原則となりますが、何らかの問題があるような場合は、ガイドラインを参考に話し合いをしましょう。）



3 位 電気相談事例

【事例3】 電気契約 契約当事者年齢:23 歳

マンションに訪問してきた業者に「電気料金が安くなる。マンションの他の人も契約している」と言われ、検針票を見せるように言われた。契約したつもりはなかったが、契約完了メールが届いた。

～相談員からひとこと～

- ・ 突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、しっかりと確認しましょう。
- ・ 名前や年齢などを聞かれても、安易に個人情報を伝えないようにしましょう。「検針票を見せて」と言われても、すぐに応じないようにしましょう。
- ・ クーリング・オフができる場合もあります。不安に思ったら早めに消費生活センターに相談しましょう。



気になる最近の相談事例から

【事例】（契約当事者年齢:18 歳）

大学内の喫煙コーナーで「一緒に事業をやらないか」と話しかけられた相手に、クレジットカード番号と暗証番号を教えて、15 万円決済されてしまった。

● 大学関係者の皆様へ：

相談者は思わず気が緩んでしまったのかもしれませんが、他人にクレジットカード本体を貸したり、クレジットカード情報を伝えることのリスクを、学生に対して今一度注意喚起をお願いします。